

面談日： 年 月 日

学習・生活支援事業 調査票兼申込書 ※太枠内をご記入下さい。

ふりがな 生徒名		学校名	中学校	年
ふりがな 保護者名		電話番号	※必ず連絡がとれる電話番号	
住所	〒 宜野湾市			
(家庭状況)				
家族 構 成	氏名	続柄	勤務先・学校名・学年	
住民税の課税状況	非課税 ・ 課税	生活保護について	受給中 ・ 申請中 ・ 受給なし	
就学援助について	今年度の就学援助 ( 申請した ・ 申請していない ・ 制度を知らない )			
住居	・賃貸(家賃: 円)・その他( ) ・持ち家(ローン有・ローン無)			
	子ども部屋	有 ・無 ・共用	学習機	有 ・無 ・共用
主な連絡者	( ) 就労中 ・無職 ・就活中	連絡がとれる時間帯	～	

(生徒の状況)

志望高校	高校 科 コース ・ 未定									
学習状況 (評定)	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	体育	技/家	英語	
去年の出席 状況	欠席	チコク	欠課	部活動			塾や習い事など			
家庭での 学習	毎日( )時間くらい ・週に( )日 ・ほとんどやらない ・テスト前のみ									
不登校になったことはありますか。		はい(いつ頃: )・ いいえ								
学校などから、学習の遅れや発達の遅れを いわれたことはありますか。		はい(いつ頃: ) (内容: ) いいえ								
持病はありますか。		はい(病名: )・ いいえ								

※裏面もあります

# 学習・生活支援事業 注意事項確認書

※下記内容を一緒に確認してチェック☑をお願いします。

## □ 学習・生活支援事業について

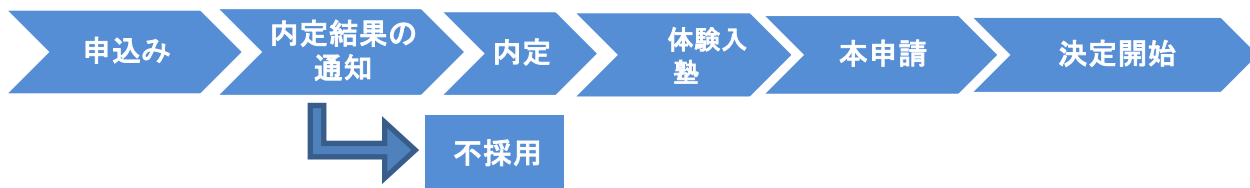
- ・家庭や教育環境に課題を抱え、経済的に困窮している世帯に対し公費による支援を行うことで、子どもの学習習慣や社会性の修得、将来の自立の基礎をつくるのが目的です。(福祉的支援)
- ・保護者や子どもに対して、進路や養育に関する相談や助言、情報提供等も行ないます。
- ・「高校合格」だけを指すものではありません。

## 【 注意事項 】

- 意欲を持って真面目に参加できること。(月の出席率が80%以上であること)
- 塾や福祉事務所との連絡をきちんと取れること。
- 塾や福祉事務所が求める面談や訪問に応じること。
- 関係機関(塾や学校、福祉機関など)と情報共有をします。
- 通塾決定後の教室変更は原則できません。
- 通塾開始後は無断欠席や遅刻をしないこと。
- 欠席をする場合は必ず塾へ連絡すること。
- 塾の規則(ルール)をきちんと守ること。

注意事項を守ることができない場合は、  
支援を中止します！

## □ 申し込み後の流れ



## □ 塾との面談は、必ず保護者も一緒に行ってください。

- ① 塾への連絡がない、塾との面談を実施できない場合は内定取り消しとします。
  - ② 決定通知の発送は、塾に受け入れの確認がとれてからです。
- (※塾の受け入れができない場合もあります。)

## □ 上記の内容を理解した上で、宜野湾市福祉事務所が世帯の状況および課税状況を関係機関に確認することに同意し、事業への参加を申し込みます。

記入日：                      年           月           日

生徒の署名(自筆)

---

保護者の署名(自筆)

---